

庁議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	政策経営部 企画政策課	部長	神山 尚			
件 名	東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input checked="" type="radio"/> 2 報告事項			
関係事項	条例規則					
部課機関	市長部局各部課					
1 要 旨						
令和7年4月1日付組織の改正に伴う東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正するものである。						
(1) 主な改正内容						
市長から教育委員会に補助執行させていた「平和施策の企画及び推進に関すること。」について、補助執行を解除するため文言の修正を行う。 なお、当該事務については令和7年4月1日より市民生活部市民生活課にて所管する。						
【参考】						
地方自治法第百八十條の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。						
(2) 施行日						
令和7年4月1日						
2 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
令和6年12月18日 東大和市組織条例の一部改正の議決 令和6年12月18日 令和7年4月1日付組織・定員について決定（市長決裁） 令和6年12月18日 令和7年4月1日付組織・定員（庁議報告） 令和7年 2月19日 組織規則の改正（市長決裁）						
3 留意事項 (問題点等)						
4 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。